

学長の業務執行状況の確認方法について

学長の業務執行状況の確認について(平成 27 年 7 月 31 日総合研究大学院大学学長選考・監察会議決定)第 5 の定めに基づき、学長の毎事業年度の業務執行状況の確認は、以下のとおり行うものとする。

第 1 確認項目

毎事業年度に実施する学長の業務執行状況の確認は、以下の確認項目に基づき行う。なお、学長の任期の最後の事業年度については、任期全体の状況について確認を行うものとする。

「業務運営・財務内容等」「教育研究等の質の向上」「機構等法人・基盤機関関係」

また、学長の職務執行の状況についても、必要に応じて確認を行うものとする。

第 2 実施方法等

次に掲げる資料をもとに、学長から業務の執行状況に関する説明を求め、学長選考・監察会議委員との懇談を行う。その際、監事から監査報告書について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 学長選考時の抱負(所信表明)その他学長就任以降における取組に対する学長の業務執行状況に関する資料(学長選考時に提出された選考資料を含む)
- (2) 前事業年度の監査報告書
- (3) その他、学長選考会議が必要と認める資料

また、次に掲げる資料を参考とする。

- (1) 中期計画の進捗状況報告書
- (2) 国立大学法人評価委員会が行う評価結果(4 年目終了評価・6 年目終了評価)

なお、学長の任期の最後の事業年度における前事業年度の監査報告書及び中期計画の進捗状況報告書については、学長選考・監察会議が別に定める資料により行うものとする。

第 3 確認方法等

学長選考・監察会議は、第 1 に定める確認項目ごとに、学長の業務が適切に遂行されているか確認を

行う。

確認においては、確認項目ごとに、委員からのコメントを整理するものとする。

第4 確認結果の公表方法等

確認結果及び確認項目ごとの委員からのコメントを学長選考・監察会議議長が学長に伝えた後、大学ホームページで公表するものとする。